

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 監査等の種類  | 定期監査及び行政監査  |
| 2 | 監査の対象   | 子ども未来部<br>令和5年度4月～11月分 必要に応じて令和4年度分                     |
| 3 | 監査の着眼点  | 令和5年度 一般・特別会計定期監査及び行政監査実施計画<br>(以下「実施計画」という。)に定める着眼点による |
| 4 | 監査の実施場所 | 実施計画に定める実施場所  |
| 5 | 監査の日程   | 令和5年12月28日～令和6年2月21日                                    |
| 6 | 監査の結果   |   |

岐阜市監査基準に準拠し監査を実施したところ、次のような事項が見受けられたので、改善に努められたい。

上記の事項以外については、おおむね適正に処理されているものと認められた。  
なお、軽微な事項については、別途指示した。

#### [指摘事項]

##### (1) 未収金の回収について

保育所運営費負担金及び公立教育・保育施設使用料の過年度未収金は、令和4年度末で5,746,930円である。令和5年11月末現在では4,103,550円である。

また、令和5年11月末現在の過年度未収金として、児童扶養手当返還金は17,280,190円、児童手当(子ども手当)返還金は1,156,000円、高等技能訓練促進費返還金は142,000円である。

今後とも、現年度未収金の早期回収を図ることで過年度未収金の発生を抑制するとともに、過年度未収金の早期回収に努められたい。

##### (2) 適正な財務会計事務の執行について

ア 令和5年12月改正(施行は令和6年1月)前の岐阜市予算規則第13条第1項(改正後は岐阜市会計規則第64条の2第1項に規定)は、支出負担行為として整理する時期は別表第1に定める区分によるものとし、別表第1では、使用料及び賃借料の支出負担行為として整理する時期は「契約を締結するとき又は請求のあったとき」と規定している。

しかしながら、日本放送協会 放送受信料(令和5年6月～令和6年3月分)について、令和5年5月1日付けで契約が締結されているにもかかわらず、令和5年8月24日に至るまで支出負担行為書が起案されていなかった。

イ 岐阜市会計規則第 65 条第 1 項は、「支出命令者は、支出命令書(支出負担行為書兼支出命令書を含む。)を作成しようとするときは、予算の節及び債権者ごとに作成し、所属年度、支出科目、支出金額及び債権者名の正誤並びに支出の内容が法令等又は契約に違反する事実がないかを調査しなければならない。」と規定している。

しかしながら、令和 4 年 4 月よりパートタイム会計年度任用職員 B の報酬単価が 890 円から 920 円に変更していたが、令和 4 年 5 月分の報酬支払に関し、前年度の単価で計算し、令和 4 年 6 月 15 日にパートタイム会計年度任用職員 B (6 人) に対し誤って支払われていた。

今後は、岐阜市会計規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。

### (3) 契約事務について

岐阜市物品管理規則第 13 条第 2 項は、「物品の所用部署において、物品の調達を必要とするときは、契約依頼書により契約課長に依頼しなければならない。」と規定している。

しかしながら、子ども支援課において、令和 4 年 11 月 11 日にプラ窓封筒の作成について、契約課へ契約依頼書を提出することなく、業者に発注していた。

今後は、岐阜市物品管理規則を遵守し、適正な契約事務に努められたい。

### (4) 適正な事務執行について

ア 児童手当の支払いに係る口座変更届が一受給者から提出され、当該受給者の口座を変更すべきところ、誤って同姓同名の別の受給者の口座を当該受給者の新しい口座に変更したため、令和 4 年 6 月 15 日に当該受給者の児童手当 60,000 円は口座変更されていない旧口座に振り込まれ、また、別の受給者の児童手当 70,000 円は当該受給者の新口座に振り込まれていた。

イ 母子父子寡婦福祉資金貸付金(上半期 2 名分 384,000 円)について、令和 5 年 4 月 21 日、24 日に貸付者 2 名より現況届が子ども支援課へ提出され、4 月 25 日に子ども政策課へ支払依頼の決裁が持ち込まれたが、子ども政策課は決裁が持ち込まれたという認識はなく、子ども支援課による下半期分の支払の準備のための確認の中で 9 月 8 日に支払漏れが判明し、9 月 12 日に支払

われていた。

今後は、同様の事案が起こらないよう事務処理マニュアルに従い職務を遂行されるよう職員に指導徹底を図りたい。

#### (5) 個人情報保護の徹底について

個人情報の保護に関する法律第 67 条は、個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない旨規定している。また、同法第 66 条は、「行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。」と規定している。

しかしながら、令和 5 年 9 月、市が公益財団法人岐阜市教育文化振興事業団に指定管理を委託しているドリームシアター岐阜の職員が複数人に電子メールを一斉送信する際、当該複数人がメールアドレスを相互に見ることができる状態で送信した事案が生じた。

今後は、同様な事案が起こらないよう、指定管理者に対し、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人情報の取扱いに十分注意するよう指導徹底を図りたい。